

議案第 8 5 号

令和 7 年度大牟田市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度大牟田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 , 5 4 6 , 0 2 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 , 2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款保険給付費に計上した療養給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

第 1 表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1 , 5 9 0 , 1 3 0
	1 国民健康保険税	1 , 5 9 0 , 1 3 0
2 使用料及び手数料		5 0
	1 手 数 料	5 0
3 国庫支出金		5 6
	1 国庫補助金	5 6

4 県 支 出 金		1 0 , 6 3 0 , 3 2 4
	1 県 補 助 金	1 0 , 6 3 0 , 3 2 4
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 諸 収 入		4 8 , 4 6 1
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1 1 , 5 0 1
	2 市 預 金 利 子	1 0
	3 雑 入	3 6 , 9 5 0
7 繰 入 金		1 , 1 7 7 , 0 0 0
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 , 1 7 7 , 0 0 0
8 繰 越 金		1 0 0 , 0 0 0
	1 繰 越 金	1 0 0 , 0 0 0
歳 入 合 計		1 3 , 5 4 6 , 0 2 2

(歳 出)

款	項	金 額
1 総 務 費		2 0 1 , 6 7 4
	1 総 務 管 理 費	2 0 1 , 3 8 2
	2 運 営 協 議 会 費	2 9 2
2 保 険 給 付 費		1 0 , 2 5 2 , 2 0 7
	1 療 養 諸 費	8 , 7 5 2 , 4 5 2
	2 高 額 療 養 費	1 , 4 4 8 , 5 5 5
	3 移 送 費	1 0 0

	4 出 産 育 児 諸 費	4 2 , 0 0 0
	5 葬 祭 諸 費	9 , 0 0 0
	6 傷 病 手 当 金	1 0 0
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		2 , 9 0 0 , 6 7 1
	1 医 療 給 付 費 分	2 , 0 8 8 , 5 2 1
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	6 1 8 , 7 6 8
	3 介 護 納 付 金 分	1 9 3 , 3 8 2
4 保 健 事 業 費		1 7 4 , 1 1 9
	1 保 健 事 業 費	1 7 4 , 1 1 9
5 公 債 費		1 , 0 0 0
	1 公 債 費	1 , 0 0 0
6 諸 支 出 金		1 6 , 3 5 0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 6 , 3 5 0
7 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		1 3 , 5 4 6 , 0 2 2

提案理由

国民健康保険特別会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。